

事務連絡
令和5年4月21日

公益社団法人 日本看護協会 御中

厚生労働省
新型コロナウイルス感染症対策推進本部物資班

医療用物資の国備蓄品の売却について

平素は、新型コロナウイルス感染症対策の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療用物資の国備蓄品の売却については、令和5年2月16日付当班事務連絡及び同年3月9日付当班事務連絡により、サージカルマスクの売却について周知等をさせていただき、実施してきました。

また、同年2月16日付当班事務連絡において、サージカルマスク以外の4物資（アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールド）の国備蓄品の売却の詳細につきましても、改めてご提示させていただくこととしておりましたが、今般、4物資の売却入札を下記により実施することとしましたので、ご連絡いたします。

貴団体におかれましては、下記売却の具体的内容、趣旨等についてご了知いただくとともに、貴団体所属の各会員、構成員等に周知をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 備蓄品売却の趣旨等

医療用物資については、令和2年3月以降、医療現場で需給が逼迫したため、国として調達し、都道府県を通じて医療機関に無償で配布を実施。医療用物資が不足する緊急事態において医療体制を確保し、医療従事者・国民の生命健康を守る役割を担ってきた。

国の医療用物資の備蓄は、輸入途絶や需給逼迫の再発生に備え、医療従事者・国民の生命健康を守るため、医療機関、生産・輸入業者、販売業者（卸業者）といった全ての関係者や国民にとっての公的基盤として、今後も必要なものと考えている。

このため、今後においても国として継続的に備蓄を確保するため、新たな調達を行っていく



とともに、備蓄の入替えとして売却放出を実施する。国の医療用物資の備蓄のうち、使用期限切れまで 1 年程度の製品等を対象に売却を実施して、その有効活用を図っていくこととしており、今回の医療用物資の売却の実施も、このような備蓄事業の円滑な運営に寄与するものである。

なお、売却に当たっては、一般競争入札や公募の仕組みによることを通じて、適正な価格で売却放出を実施していくこととしている。

2 アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの売却の具体的内容、手続等

① 売却実施の枠組み

アイソレーションガウン、非滅菌手袋、N95 マスク及びフェイスシールドの国備蓄品の売却について、一般競争入札により以下のように実施する。

売却実施の枠組み、今後のスケジュール等については、別紙資料 1 に整理しているので、ご参照いただきたい。

アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を 2 回の売却入札に振り分け、売却入札を 2 回実施する予定であり、今回は 1 回目の売却入札として実施する。アイソレーションガウン及び非滅菌手袋の 2 回目の売却入札は本年 5 月頃の入札公告を予定しており、その具体的内容、スケジュール等については、改めてご提示させていただきたい。

また、売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 5 月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。

ア 売却対象製品

各物資の売却対象製品について別紙資料でカタログ、別紙資料 3 で製品リストを整理しているので、ご参照いただきたい。

イ 売却単位

別紙資料 3 の売却対象製品のリストにあるように、型式、使用期限、保管場所等により売却対象製品を区分し、その区分（売却単位）ごとに売却入札を実施する。応札・購入は、売却単位ごとに実施する。

ウ 入札公告及び応札期限等

(1) 入札公告：本年 4 月 21 日

(2) 応札期限：本年 5 月 11 日

※開札、落札者（買受人）決定：本年 5 月 16 日（予定）

エ 国からの購入方法

今回、売却に付された各物資の国備蓄品を国から購入する場合、国の売却入札の手続に参加していただく必要がある。応札の具体的な手続等については、厚生労働省ホームページの調達情報 (https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-

gp-nyusatu/index.html)に掲載する入札公告（各物資の売払契約）及び入札説明書を参照していただきたい。入札説明書は、入札公告（各物資の売払契約）において、閲覧することができる。なお、応札には、競争参加資格として、「物品の買受け」の全省庁統一資格（競争参加地域は「関東・甲信越」）を取得している必要がある。

オ 売却製品の納品

売却製品は、4 物資の全部の製品について国がその負担で、売却入札での買受人（販売業者等。ただし、医療機関等が応札して買受人となった場合は、当該医療機関等）に配送する「配送方式」とし、原則、週 1 回で 10 回以内の配送を行うこととしており（買受人の希望により、一括での配送・引渡しを調整することも可能とする）、配送頻度を引き上げるとともに、配送数量を小口化する。

売却製品の引渡しは、国との売買契約締結後、契約金額の納付を経て行うこととしており、売却入札での開札、落札者（買受人）決定後、概ね 1 ヶ月程度を目途に開始されると見込んでいる。その後、その売却製品を買受人（販売業者等）が医療機関等に販売し、納品することを想定している。

② 売却実施のスケジュール

4月 21 日 売却の入札公告を実施

5月 11 日 売却入札の応札書類の提出期限

5月 16 日 開札、落札者（買受人）決定（予定）

6月以降 売買契約を締結し、契約金額を納付。売却製品の国から買受人（販売業者等）への引渡しを開始。その後、その売却製品を買受人が医療機関等に販売し、納品することを想定。

※アイソレーションガウン及び非滅菌手袋については、売却製品を 2 回の売却入札に振り分け、売却入札を 2 回実施する予定であり、今回は 1 回目の売却入札として実施する。2 回目の売却入札は本年 5 月頃に入札公告を予定。

※今回の売却入札で売却が決定しなかった製品については、本年 6 月頃に「公募」の仕組みにより、購入希望口数（数量）により応募する口数制で再度売却に付する予定としている。